

大分市省エネ家電購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月18日

大分市長 足立 信也

大分市省エネ家電購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、エネルギー消費性能に優れた家電製品の導入を推進することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民のエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策を推進するため交付する大分市省エネ家電購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる家電製品（以下「省エネ家電」という。）を購入する事業とする。ただし、同一の省エネ家電について、国から購入費用の補助を受けている場合は、この限りでない。

- (1) エアコン 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度が2027年度又は2029年度のものに限る。）が、100パーセント以上のもの
- (2) 冷蔵庫 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度が2021年度のものに限る。）が、100パーセント以上のもの

2 前項に定めるもののほか、省エネ家電は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 購入日時点で新品であるもの
- (2) 第6条第2項に規定する日以後に購入したもの
- (3) 大分市内に所在する店舗又は事業所において購入したもの
- (4) 自ら居住する本市の区域内に存する住宅に設置するものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の申請の時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち省エネ家電の本体の購入に要する経費(設置、配送、附属品の購入等に係る経費、既設の機器の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費(省エネ家電を複数購入する場合は、その

合計額)に3分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、1世帯につき3万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市省エネ家電購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し又はその写し(申請の日前3月以内に交付されたものに限る。)

(2) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写しであって、次に掲げる事項が全て記載されているもの。ただし、当該書類以外の書類のみによって、当該事項のいずれかを確認することができる場合にあつては、併せてその書類を提出しなければならない。

ア 購入日

イ 購入した店舗又は事業所(市内に所在する店舗又は事業所に限る。)

ウ 型番

エ 購入費用及びその内訳

(3) 設置したことを確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

3 第1項に規定する申請は、当該申請をしようとする日の属する年度の2月末日(当該日が大分市の休日を定める条例(平成元年大分市条例第13号)第

1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までに行わなければならない。

4 申請者から提出された書類は、返還しないものとする。

（交付の決定等）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、大分市省エネ家電購入費補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、大分市省エネ家電購入費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（協力の要請）

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して、補助金に係る省エネ家電の使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

（財産処分の制限）

第 9 条 補助事業者は、省エネ家電の設置が完了した日から 5 年を経過する日までの間は、市長の承認を受けずに当該省エネ家電を譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、大分市省エネ家電購入費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月27日から施行し、同年8月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際改正前の大分市省エネ家電購入費補助金交付要綱様

式第1号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項並びに附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定は、令和6年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市省エネ家電購入費補助金の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。